

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月24日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

提出者

住 所 青森県十和田市元町西二丁目12番1号  
氏 名 田中建設工業株式会社

代表取締役社長 田中 進

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0176-23-3325

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	田中建設工業株式会社
事業場の所在地	青森県十和田市元町西二丁目12番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 土木一式工事(0621)
②事業の規模	12億円
③従業員数	41人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-2のとおり(図-1主な廃棄物処理フロー図)

(日本工業規格A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-1のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
排 出 量	t	t

① 現状

(これまでに実施した取組)

別紙-3のとおり

② 計画

(今後実施する予定の取組)

別紙-3のとおり

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
別紙-4のとおり			

## (第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組)  別紙-4のとおり		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。  
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。  
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。  
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。  
4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。  
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。  
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。  
7 ※欄は記入しないこと。

#### 4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

##### (1) 責任者及び管理組織図

統括責任者 田中建設工業株式会社 建設部部長

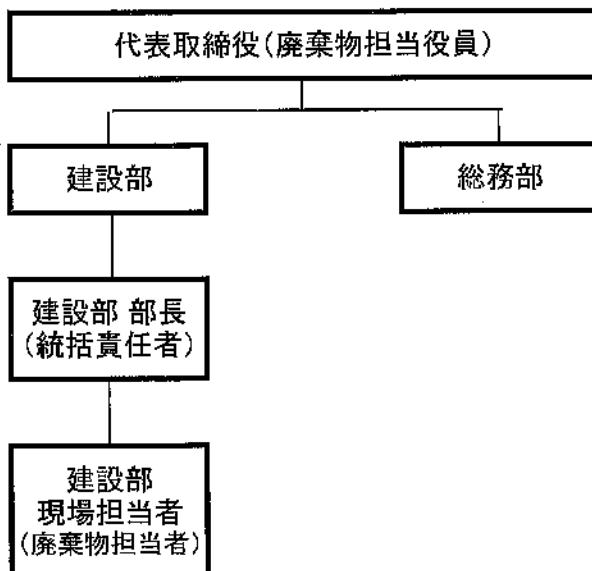
廃棄物担当 建設部 所属職員（現場代理人、現場担当者）

「役割」

廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定  
○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認  
○廃棄物処理の集計、資料等の管理  
○廃棄物処理の作成  
○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理  
○社員に対する教育・啓発  
○その他関係する事項

廃棄物担当 ○廃棄物処理の段取り  
○監督官庁への各種報告  
○産業廃棄物処理施設の運転・管理状況の把握  
○産業廃棄物管理票(マニフェスト)作成、管理

### 廃棄物管理組織



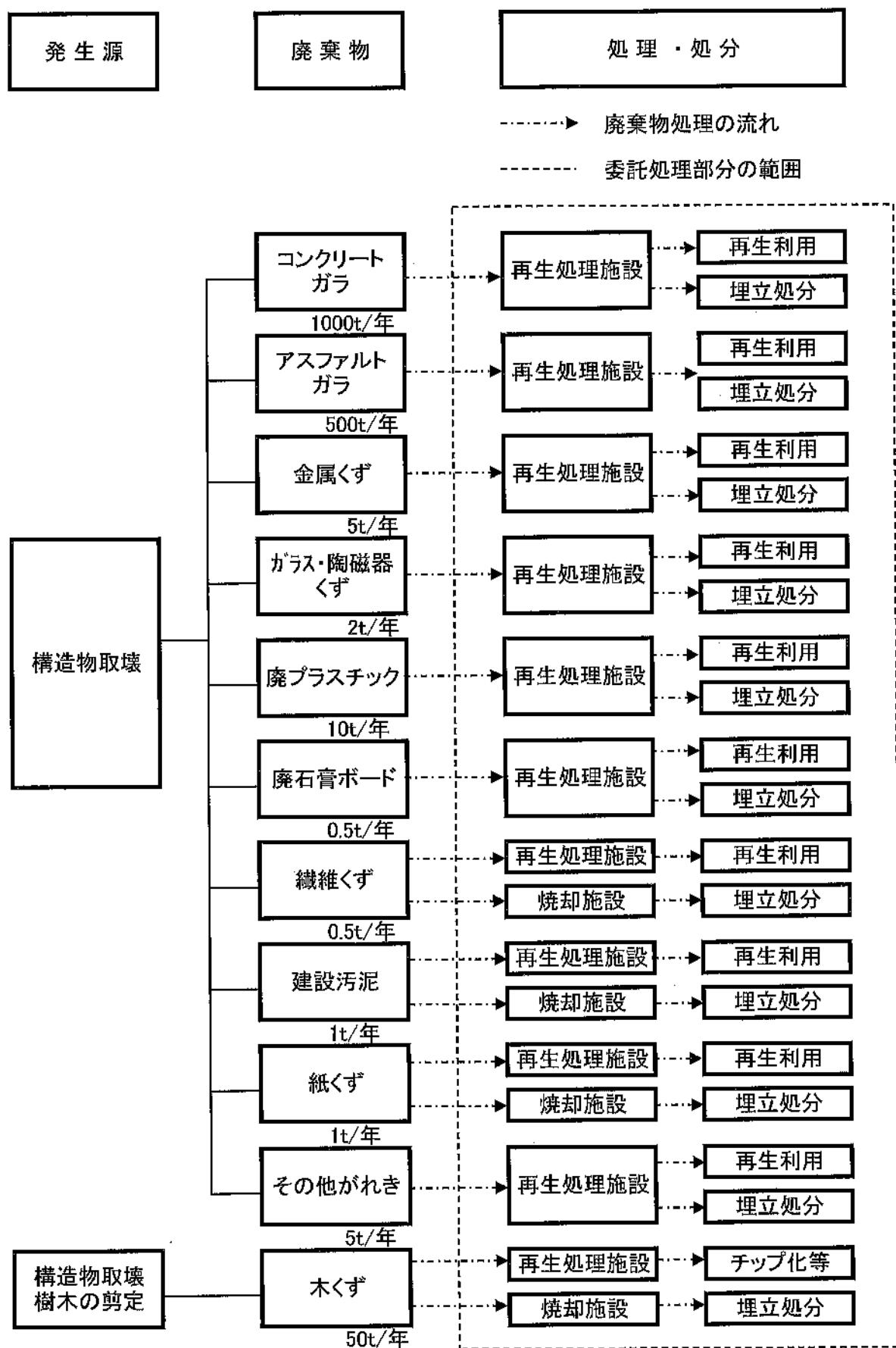


図-1 主な廃棄物処理フロー図(現状)

### 産廃物の排出の抑制に関する事項

## 産業廃棄物の処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】							
① 現状	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	コンクリートガラス	アスファルトガラス	ガラス・陶磁器	廃プラスチック
	全処理委託量	714.79 t	0.36 t	2914.64 t	1217.71 t	201.79 t	85.27 t
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量						

## (これまでに実施した取組)

- 自己処理をしたり、中間処理場へ運搬、又は発注官庁指定利用により再生利用に努めた
- 土砂と混合しない様、分別して処理が出来るよう[した]
- 現場で大量発生した木くず等はチップ化して処理出来る様、発注者へ働きかけた
- その他：混合くず(可燃性)-0.99t、繊維くず-3.52t、石綿含有-8.58t有り

## 【目標】

② 計画	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	コンクリートガラス	アスファルトガラス	ガラス・陶磁器	廃プラスチック	廃石膏ボード	繊維くず	建設汚泥	紙くず	その他がれき
	全処理委託量	50 t	5 t	1000 t	500 t	2 t	10 t	0.5 t	0.5 t	1 t	1 t	5 t
	優良認定処理業者への処理委託量											
	再生利用業者への処理委託量											
	認定熱回収業者への処理委託量											
	認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量											

## (今後実施する予定の取組)

- 廃棄物の発生量等については、受注する工事の種類・内容等により左右されるため、設計の中で構造物の取り壊し量が削減出来ないか検討し、発注者と協議する
- 自己処理をしたり、中間処理場へ運搬、又は発注官庁指定利用により再生利用に努める
- 土砂と混合しない様、分別して処理が出来るよう[する]
- 廃棄物関係法令や運搬処理業者についての最新情報収集等を行ない、各現場担当者へ情報提供を行なう